



宮 崎 県 公 報

令和元年10月7日(月曜日)号外 第17号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……(人事課) 2	改正する条例……………(河川課) 21
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例……………(“) 16	○都市公園条例の一部を改正する条例……………(都市計画課) 22
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(財政課) 20	○企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例……………(企業局) 23
○宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例(健康増進課) 21	○病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例……………(病院局) 24
○河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を	○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………(教育庁) 25
	○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 25
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(“) 26

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第11号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員等について関係する条例について所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(条例第12号)
 - 1 制定の理由及び主な内容
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職非常勤職員である会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第13号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の算定方法の説明を追加する改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例(条例第14号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
健康増進法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第15号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
消費税率の引上げに伴い、流水占用料について所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県総合運動公園における第二トレーニング場の新設に伴い、使用料等について所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(条例第17号)

- 1 制定の理由及び主な内容
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、企業局において任用する会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(条例第18号)

- 1 制定の理由及び主な内容
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、病院局において任用する会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 改正の理由及び主な内容
県立都城きりしま支援学校小林校の本校化に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 改正の理由及び主な内容
人事院規則が改正されたことを踏まえ、国の措置に準じて、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 改正の理由及び主な内容
道路交通法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和元年12月1日から施行することとしました。

条 例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第11号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和28年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)

<p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号以下法という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この場合においてその期間が3年に満たないときは、休職を発令した日から引続き3年をこえない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この場合においてその期間が3年に満たないときは、休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p>
---	--

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒に関する条例(昭和28年宮崎県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、職員(地方警察職員を除く)の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、職員(地方警察職員を除く。)の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)」とあるのは、「報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号)第10条の規定による報酬及び第11条第1項に規定する給料の調整額に相当する額の報酬に限る。)の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額)」とする。</p>

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を規定することを目的とする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>

<p>4～8 [略]</p> <p>(結核療養休暇)</p> <p>第8条 任命権者は、職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条の規定の適用及び準用を受ける職員を除く。)が健康診断の結果結核患者の判定を受け、療養又は休養を必要と認めるときは、1年を超えない範囲で、その療養又は休養期間として休暇を与えることができる。</p> <p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第10条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。</p>	<p>4～8 [略]</p> <p>(結核療養休暇)</p> <p>第8条 任命権者は、職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。)が健康診断の結果結核患者の判定を受け、療養又は休養を必要と認めるときは、1年を超えない範囲で、その療養又は休養期間として休暇を与えることができる。</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間等)</p> <p>第10条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第10条の2 法第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に規定する非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。</p>
---	--

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第10条第2項において同じ。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。))が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第10条第2項において同じ。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては、任命権者を同じくして職員となった場合に限る。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み</p>

4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者については、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者をいう。以下この項において同じ。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。

(1)・(2) [略]

3～17 [略]

附 則

33 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2号ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である)と認めたもの」とする。

、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者については、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者をいう。以下この項において同じ。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。

(1)・(2) [略]

3～17 [略]

附 則

33 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2号ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である)と認めたもの」とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>臨時又は非常勤</u>の職にある職員(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下同じ。)及び附則第2項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3～6 [略]</p> <p><u>(臨時又は非常勤の職にある職員の給与)</u></p> <p>第9条 <u>臨時又は非常勤の職にある職員の給与は、他の職員の給与との権衡を考慮して、任命権者が予算の範囲内において定めるところにより支給する。</u></p> <p>(給与の口座振込み)</p> <p>第9条の4 [略]</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、非常勤の職にある職員(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下同じ。)及び附則第2項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>第9条 削除</p> <p>(給与の口座振込み)</p> <p>第9条の4 [略]</p>

	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第9条の5 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。</p>
--	---

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(臨時又は非常勤の職にある企業職員の給与)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員(非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(非常勤の職にある企業職員の給与)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。</u></p>

(専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 専門委員、顧問、参与、調査員、選挙長、選挙立会人、選挙分会長、選挙分会立会人その他の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第4条において「短時間勤務職員」という。))を除く。)並びに法令の規定により出頭し、又は参加した者(以下「非常勤職員等」という。)の報酬及び費用弁償に関しては、この条例の定めるところによる。</p>

(市町村立学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第8条 市町村立学校職員の分限に関する条例(昭和31年宮崎県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この場合において、その期間が3年に満たないときは、休職を発令した日から引き続き3年をこえない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この場合において、その期間が3年に満たないときは、休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

(市町村立学校職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第9条 市町村立学校職員の懲戒に関する条例(昭和31年宮崎県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、市町村立学校職</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基</p>

員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(減給の効果)

第3条 [略]

づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(減給の効果)

第3条 [略]

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)」とあるのは、「報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号)第10条の規定による報酬及び第11条第1項に規定する給料の調整額に相当する額の報酬に限る。)の月額(報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額)」とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第10条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 削除	<u>(会計年度任用職員の給与の支給)</u> 第7条 この条例の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及びその支給については、 <u>県立学校職員の例による。</u>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附則別表 [略] 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 平成32年4月1日以後	附則別表 [略] 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで 令和2年4月1日以後

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) [略]

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(3) [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)
第2条の2 [略]

(1)~(3) [略]

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては、その養育する子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後の任期)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 [略]

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日以後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)(当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以降当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第2条の5 [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を

第2条の3 [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) [略]

<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員の給与に関する条例第8条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(企業職員を除く。))を除く。第26条において同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(3)~(7) [略]</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u></p>	<p><u>している非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員の給与に関する条例第8条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。)並びに地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(企業職員を除く。))を除く。第26条第1項において同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3)~(7) [略]</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第24条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員</p>
--	---

(部分休業の承認)

第25条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間又は同条例第8条の3の規定による介護部分休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第26条 [略]

(部分休業の承認)

第25条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間又は同条例第8条の3の規定による介護部分休暇を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第26条 [略]

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮崎県条例第12号)第8条及び第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第14条 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第4条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員(再任用短時間勤</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～7 [略]</p> <p><u>(会計年度任用職員の勤務時間等)</u></p> <p>第4条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第4条の2 法第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に規定</p>

務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

する非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第15条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年宮崎県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>

(宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第16条 宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年宮崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げ<u>る職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))</u>を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p>

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号。附則別表第4において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において同表の左欄に掲げる職員にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から附則別表第5の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。</p> <p>2 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(同項の規定の適用を受ける職員を除く。)で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める</p>	<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号。附則別表第4において「平成21年改正条例」という。))の施行の日において同表の左欄に掲げる職員にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、<u>令和3年3月31日</u>までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から附則別表第5の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。</p> <p>2 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(同項の規定の適用を受ける職員を除く。)で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める</p>

員にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。

8 第6項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、第6項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年3月31日までの間」とあるのは「平成33年3月31日までの間(平成19年4月1日以降に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける職員(以下「現業職員」という。)から職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者(以下「任命換職員」という。)のうち人事委員会規則で定めるもの)にあっては、人事委員会規則で定める期間)」と、「(零を上回るものに限る。))を給料として支給する。」とあるのは「(零を上回るものに限る。)) (以下「減額後の差額相当額」という。))を給料として支給する。この場合において、任命換職員に係る平成33年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が任命換職員となった日の前日に現業職員として受けていた給料月額に100分の99.7(任命換職員となった日が平成21年4月1日である者)にあっては100分の99)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)に、100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とその者の受ける給料月額との差額(零を上回るものに限る。))とする。」と読み替えるものとする。

附則別表第3 (附則第6項関係)

期間	額
[略]	
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	[略]
平成32年4月1日以降	[略]

員にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和3年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。

8 第6項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項(前項において準用する場合を含む。)の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、第6項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「令和3年3月31日までの間」とあるのは「令和3年3月31日までの間(平成19年4月1日以降に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける職員(以下「現業職員」という。)から職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の適用を受ける職員となった後において、市町村立学校職員給与等条例の適用を受ける職員となった者(以下「任命換職員」という。)のうち人事委員会規則で定めるもの)にあっては、人事委員会規則で定める期間)」と、「(零を上回るものに限る。))を給料として支給する。」とあるのは「(零を上回るものに限る。)) (以下「減額後の差額相当額」という。))を給料として支給する。この場合において、任命換職員に係る令和3年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が任命換職員となった日の前日に現業職員として受けていた給料月額に100分の99.7(任命換職員となった日が平成21年4月1日である者)にあっては100分の99)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)に、100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とその者の受ける給料月額との差額(零を上回るものに限る。))とする。」と読み替えるものとする。

附則別表第3 (附則第6項関係)

期間	額
[略]	
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	[略]
令和2年4月1日以降	[略]

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第19条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 病院事業職員(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 [略] (臨時又は非常勤の職にある病院事業職員の給与) 第27条 [略]	(給与の種類) 第2条 病院事業職員(非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。))を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2 [略] (非常勤の職にある病院事業職員の給与) 第27条 [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。</u>

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第20条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年宮崎県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後の職員給与条例」という。)第5条の3の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の職員給与条例」という。)第5条の3の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の職員給与条例第5条の3第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万3,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「6,500円」とあるのは「1万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「1万1,000円」とあるのは「1万1,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。</p> <p>6 扶養手当に係る扶養親族の届出、扶養手当の支給の開始及び終了並びに扶養手当の支給額の改定については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、第2条改正後の職員給与条例第5条の4の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。</p>	<p>附 則</p> <p>(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>5 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後の職員給与条例」という。)第5条の3の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の職員給与条例」という。)第5条の3の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の職員給与条例第5条の3第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万3,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「6,500円」とあるのは「1万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「1万1,000円」とあるのは「1万1,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。</p> <p>6 扶養手当に係る扶養親族の届出、扶養手当の支給の開始及び終了並びに扶養手当の支給額の改定については、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間、第2条改正後の職員給与条例第5条の4の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第21条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年宮崎県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>附 則</p> <p>(平成33年3月31日までの間における給料に関する特例)</p> <p>6 平成27年4月1日(以下「特定切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が特定切替日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第3号)第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。ただし、この項の規定による給料の額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条第1項(同条例附則第7条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>平成32年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	期間	額	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	〔略〕	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	〔略〕	<p>附 則</p> <p>(令和3年3月31日までの間における給料に関する特例)</p> <p>6 平成27年4月1日(以下「特定切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が特定切替日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第3号)第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和3年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。ただし、この項の規定による給料の額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条第1項(同条例附則第7条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	期間	額	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	〔略〕	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	〔略〕
期間	額												
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	〔略〕												
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	〔略〕												
期間	額												
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	〔略〕												
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	〔略〕												

(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第22条 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年宮崎県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(平成33年3月31日までの間における給料に関する特例)</p> <p>5 平成27年4月1日(以下「特定切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が特定切替日に市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第24号)第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。ただし、この項の規定による給料の額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第88号)附則第6項(同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。)の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>平成32年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	額	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	[略]	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	[略]	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(令和3年3月31日までの間における給料に関する特例)</p> <p>5 平成27年4月1日(以下「特定切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が特定切替日に市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第24号)第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額(当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、令和3年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額(零を上回るものに限る。)を給料として支給する。ただし、この項の規定による給料の額が、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第88号)附則第6項(同条例附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。)の給料の額に達しない場合は、支給しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	期間	額	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	[略]	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	[略]
期間	額												
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	[略]												
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	[略]												
期間	額												
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	[略]												
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	[略]												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の分限に関する条例第1条並びに第3条第1項の改正規定、第2条中職員の懲戒に関する条例第1条(「12月」を削る部分及び「除く」を「除く。」に改める部分に限る。)の改正規定、第3条中職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の改正規定、第4条中職員の退職手当に関する条例第10条(「4箇月」を「4か月」に改める部分に限る。)並びに附則第33項の改正規定、第8条中市町村立学校職員の分限に関する条例第3条第1項の改正規定、第11条の改正規定、第13条中職員の育児休業等に関する条例第7条(「6箇月」を「6か月」に改める部分に限る。)並びに第11条の改正規定、第15条中公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項(「条件付採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。)の改正規定、第17条並びに第18条の改正規定並びに第20条から第22条までの改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第61号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 この条例で「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)

にあっては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料月額、当該職員に適用される別表の職務欄に掲げる職務の区分に応じ、同表の給料表欄に掲げるそれぞれの給料表(職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。))第3条第1項に規定する行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び教育職給料表又は市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。))第3条第2項に規定する教育職給料表をいう。)に定める別表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給に応じた額とする。

2 前項の職務の区分の適用については、当該フルタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任、職務遂行上必要となる知識及び技術等を考慮して任命権者が決定する。

3 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額について、職務の特殊性により第1項の給料月額により難いときは、同項の規定による号給の号数に人事委員会規則で定める数を加えた号数の号給に応じた額を給料月額とすることができる。

4 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額について、当該職員が人事委員会規則で定める経験年数を有する場合は、第1項の規定による号給の号数(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、前項の規定による号給の号数)に人事委員会規則で定める数を加えた号数の号給に応じた額を給料月額とすることができる。

5 前各項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与条例第9条の2に規定する休職者の給与に係るものを除き、給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員(以下「給与条例等適用職員」という。)の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の手当等)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当の支給については、給与条例第9条の2に規定する休職者の給与に係るものを除き、給与条例等適用職員の例による。

2 前項の期末手当は、任期の定めが6月以上であつて6月1日及び12月1日(次項及び第16条第2項において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対して支給する。

3 前項の規定にかかわらず、それぞれの基準日に在職するフルタイム会計年度任用職員であつて、任期の定めが6月末満の者のうち、前項の規定により期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの(人事委員会規則で定める者に限る。)には、前2項の規定に準じて、期末手当を支給することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給については、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年宮崎県条例第41号)、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年宮崎県条例第4号)又は県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年宮崎県条例第10号)(以下これらを「特殊勤務手当条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第5条の規定により給与条例等適用職員の例により支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の算定に係る勤務1時間当たりの給与額及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第8条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第14条において「祝日法による休日等」という。))又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下この条において「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第14条において「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与に係る端数計算)

第9条 第5条の規定により給与条例等適用職員の例により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 当該職員に適用される別表の職務欄に掲げる職務の区分に応じ、第3条の規定の例により算定した給料月額に相当する額(以下この項、第3項及び第4項において「基準月額」という。)に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。))

(2) 日額で報酬を定める場合 当該職員に適用される別表の職務欄に掲げる職務の区分に応じ、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額

- (3) 時間額で報酬を定める場合 当該職員に適用される別表の職務欄に掲げる職務の区分に応じ、基準月額を162.75で除して得た額
- 2 前項の職務の区分の適用については、当該パートタイム会計年度任用職員の職務の内容、責任、職務遂行上必要となる知識及び技術等を考慮して任命権者が決定する。
- 3 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、職務の特殊性により基準月額により難しいときは、第1項の規定による号給の号数に人事委員会規則で定める数を加えた号数の号給に応じた額を基準月額とすることができる。
- 4 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、当該職員が人事委員会規則で定める経験年数を有する場合は、第1項の規定による号給の号数(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、前項の規定による号給の号数)に人事委員会規則で定める数を加えた号数の号給に応じた額を基準月額とすることができる。
- 第11条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、給与条例等適用職員の例により算定した給料の調整額、初任給調整手当及び地域手当に相当する額(次項及び第18条において「手当等相当額」という。)を報酬として支給する。
- 2 手当等相当額の算定については、第10条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条の規定の例により算定した給料月額に相当する額(以下この項、第3項及び第4項において「基準月額」という。)」又は「基準月額」とあるのは「給与条例等適用職員の例により算定した額」と読み替えるものとする。
- (パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)
- 第12条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の適用を受ける職員の例により算定した特殊勤務手当の額に相当する額を報酬として支給する。
- (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)
- 第13条 パートタイム会計年度任用職員について任命権者が定めた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項、次項及び第17条第5項において同じ。)の振替(勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対する時間外勤務に係る報酬の支給については、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を支給する。
- 4 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が定めるものを除く。)の時間と第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(同項に規定する人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
- (1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
- (2) 前項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(同項ただし書の勤務の時間を除く。) 100分の50
- (パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)
- 第14条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等(第19条において「休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。
- (パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 第5条の規定(期末手当に関する部分に限る。)は、パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。)について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において第10条第1項各号並びに同条第3項及び第4項の規定により算定した額並びに第11条第1項に規定する給料の調整額及び地域手当に相当する額を合計した額を人事委員会規則で定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第17条 報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、支給日は、人事委員会規則で定める。

2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員には、職員となった日から報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、離職したときはその日まで、死亡したときはその月まで報酬を支給する。

4 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により報酬を支給する場合であって、第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その期間の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について任命権者が定めた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第18条 第13条から第15条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 第10条第1項第1号並びに同条第3項及び第4項の規定により算定した額並びに手当等相当額(第11条第2項の規定により読み替えて準用する第10条第1項第1号の規定により算定した額をいう。)の合計額に12を乗じ、その額を当該職員について任命権者が定めた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定める場合 第10条第1項第2号並びに同条第3項及び第4項の規定により算定した額並びに手当等相当額(第11条第2項の規定により読み替えて準用する第10条第1項第2号の規定により算定した額をいう。)の合計額を当該職員について任命権者が定めた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定める場合 第10条第1項第3号並びに同条第3項及び第4項の規定により算定した額並びに手当等相当額(第11条第2項の規定により読み替えて準用する第10条第1項第3号の規定により算定した額をいう。)の合計額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る端数処理)

第20条 第10条第1項第3号の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1か月の報酬額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第13条から第15条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項)

第21条 第10条から前条までに規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。

(給与の特例)

第22条 第2条から前条までの規定にかかわらず、給与条例等適用職員との均衡及び当該会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮して任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。

(給与条例等の改正があった場合の取扱い)

第23条 給与条例、市町村立学校職員給与条例及び特殊勤務手当条例が改正された場合における会計年度任用職員の給与(期末手当を除く。)の改定の取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。

(給与の口座振込み)

第24条 任命権者は、会計年度任用職員の申出があるときは、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法により支払うことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が通勤したときは、費用弁償として、通勤に要する費用を勘案して任命権者が別に定める額を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、フルタイム会計年度任用職員の例により算定した額を支給する。

(委任)

第26条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表(第3条、第10条関係)

職務	給料表	職務の級	号給
試験研究等補助業務	行政職給料表	1級	1号給
試験研究等補助業務(指導)	行政職給料表	1級	13号給
行政職高卒初任給相当	行政職給料表	1級	5号給
行政職短大卒初任給相当	行政職給料表	1級	15号給
行政職大卒初任給相当	行政職給料表	1級	25号給
行政職2級相当	行政職給料表	2級	1号給
行政職3級相当	行政職給料表	3級	1号給
行政職4級相当	行政職給料表	4級	1号給
研究職大卒初任給相当	研究職給料表	1級	25号給
研究職2級相当	研究職給料表	2級	1号給
研究職3級相当	研究職給料表	3級	1号給
医(二)短大卒初任給相当	医療職給料表(二)	1級	11号給
医(二)大卒初任給相当	医療職給料表(二)	2級	1号給
医(二)3級相当	医療職給料表(二)	3級	1号給
医(二)4級相当	医療職給料表(二)	4級	1号給
医(二)5級相当	医療職給料表(二)	5級	1号給
医(三)2級相当	医療職給料表(三)	2級	1号給
医(三)3級相当	医療職給料表(三)	3級	1号給
医(三)4級相当	医療職給料表(三)	4級	1号給
県立学校教育職大卒初任給相当	県立学校職員教育職給料表	1級	21号給
市町村立学校教育職大卒初任給相当	市町村立学校職員教育職給料表	1級	21号給

備考

1 この表において「行政職給料表」、「研究職給料表」、「医療職給料表(二)」、「医療職給料表(三)」及び「県立学校職員教育職給料表」とは、それぞれ、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び教育職給料表をいう。

2 この表において「市町村立学校職員教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与条例第3条第2項に規定する教育職給料表をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]					[略]				
452の12	[略]			1・2 [略]	452の12	[略]			1・2 [略]
建築					建築				<u>3 認定申請に係る建築物が</u>
物エネ					物エネ				<u>複数ある場合</u>
ルギー					ルギー				<u>は、一の建築</u>
消費性					消費性				

能向上 計画認 定申請 手数料			能向上 計画認 定申請 手数料		物ごとにそれ ぞれの区分に より算定した 額の合計とす る。
452の13 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	[略]	1・2 [略]	452の13 建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	[略]	1・2 [略] 3 認定申請に 係る建築物が 複数ある場合 は、一の建築 物ごとにそれ ぞれの区分に より算定した 額の合計とす る。
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県がん対策推進条例(平成24年宮崎県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(がんの予防及び早期発見の推進) 第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 前号に規定する施設以外の多数の者が利用する施設における受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、 <u>他人のたばこの煙を吸わされることをいう。</u>)の防止対策の促進 (4)~(8) [略]	(がんの予防及び早期発見の推進) 第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 前号に規定する施設以外の多数の者が利用する施設における受動喫煙(<u>人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。</u>)の防止対策の促進 (4)~(8) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川法に基づく流水占用料等徴収条例(平成12年宮崎県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係) 流水占用料				別表第1(第2条関係) 流水占用料			
種別	区分	金額(次の式により算出した額)	摘要	種別	区分	金額(次の式により算出した額)	摘要
発 電 揚水 式発	1	[略]	{ 1,976円×常 時理論水力+ 4 [略]	発 電 揚水 式発	1	[略]	{ 1,976円×常 時理論水力+ 4 [略]

用電所以外の発電所			36円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.08</u>		用電所以外の発電所			36円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.1</u>			
	2	[略]	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.08</u>	[略]		2	[略]	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.1</u>	[略]		
	揚水式発電所	3	[略]	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数a× <u>1.08</u>		[略]	揚水式発電所	3	[略]	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数a× <u>1.1</u>	[略]
		4	[略]	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b× <u>1.08</u>		[略]		4	[略]	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b× <u>1.1</u>	[略]
[略]					[略]						
[略]					[略]						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(有料公園施設)						(有料公園施設)					
第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。						第9条 公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、次のとおりとする。					
都市公園名		有料公園施設				都市公園名		有料公園施設			
宮崎県総合運動公園		1~12 [略]				宮崎県総合運動公園		1~12 [略]			
		<u>13~21</u> [略]						<u>13 第二トレーニング場</u>			
								<u>14~22</u> [略]			
2・3 [略]						2・3 [略]					
別表第2(第10条、第15条の7関係)						別表第2(第10条、第15条の7関係)					
種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考	種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	[略]				1~5 [略]	宮崎県総合運動公園使用料	[略]				1~5 [略]
	トレーニング場	[略]		[略]	6 水泳場、トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄		トレーニング場	[略]		[略]	[略]
	体育館						体育館				
	ウェイト						ウェイト				

ト レ ー ニ ン グ 場	に掲げる金額に、1時間につき水泳場のうち室内プールにあっては330円、トレーニング場のうち体育館にあっては780円、トレーニング場のうちウエイトトレーニング場 _{にあっては110円} 、屋内練習場 _{にあっては2,690円} を加えた額とする。	7～11 [略]	ト レ ー ニ ン グ 場	1時間につき 児童生徒 の団体 その他の 団体	330 650	7～11 [略]	用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき水泳場のうち室内プールにあっては330円、トレーニング場のうち体育館にあっては780円、トレーニング場のうちウエイトトレーニング場 _{にあっては110円} 、 <u>第二トレーニング場</u> _{にあっては110円} 、屋内練習場 _{にあっては2,690円} を加えた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第17号

企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員（宮崎県立病院事業の設置等に關する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）第1条第1項に規定する病院事業に従事する職員を除く。以下同じ。）のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号。以下「給与条例」という。）第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(期末手当)

第4条 給与条例第11条の規定は、会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、基準日（給与条例第11条第1項に規定するそれぞれの基準日をいう。）に在職する会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により期末手当を支給される会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの（管理者が定める者に限る。）には、同項の規定に準じて、期末手当を支給することができる。

(退職手当)

第5条 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者で正規の勤務時間以上勤務した日（企業局企業職員就業規程（昭和36年企業局企業管理規程第8号）により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものが退職した場合は、退職手当を支給する。

2 給与条例第13条第2項から第6項までの規定は、前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員について準用する。

(給与の減額)

第6条 会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下この項において「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業(当該職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与)

第7条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた会計年度任用職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りでない。

(給与条例の準用)

第8条 会計年度任用職員の地域手当については給与条例第4条の3の規定を、通勤手当については同条例第5条の規定を、特殊勤務手当については同条例第6条の規定を、時間外勤務手当については同条例第7条の規定を、休日勤務手当については同条例第8条の規定を、夜間勤務手当については同条例第9条の規定を、宿日直手当については同条例第10条の規定を、それぞれ準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第18号

病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第44号)第1条第1項に規定する病院事業(以下「病院事業」という。)に従事する企業職員のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。)第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(住居手当)

第4条 病院事業給与条例第9条第1号の規定は、会計年度任用職員(医師及び歯科医師に限る。)について準用する。

(期末手当)

第5条 病院事業給与条例第18条の規定は、会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。)について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、基準日(病院事業給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日をいう。)に在職する会計年度任用職員であって、任期の定めが6月未満の者のうち、前項の規定により期末手当を支給される会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるもの(管理者が定める者に限る。)には、同項の規定に準じて、期末手当を支給することができる。

(退職手当)

第6条 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者で正規の勤務時間以上勤務した日(管理者が別に定めるところにより勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものが退職した場合は、退職手当を支給する。

2 病院事業給与条例第21条第2項から第9項までの規定は、前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員について準用する。

(給与の減額)

第7条 会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日

に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下この項において「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業(当該職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与)

第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた会計年度任用職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りでない。

(病院事業給与条例の準用)

第9条 会計年度任用職員の給料の調整額については病院事業給与条例第4条の規定を、地域手当については同条例第8条の規定を、通勤手当については同条例第10条の規定を、特殊勤務手当については同条例第12条の規定を、時間外勤務手当については同条例第13条の規定を、休日勤務手当については同条例第14条の規定を、夜間勤務手当については同条例第15条の規定を、宿日直手当については同条例第16条の規定を、それぞれ準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第19号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
区 分 及 び 名 称	位 置	区 分 及 び 名 称	位 置
学校		学校	
[略]		[略]	
特別支援学校		特別支援学校	
[略]		[略]	
県立都城きりしま支援学校	[略]	県立都城きりしま支援学校	[略]
同 小林校小学部	小林市東方3216番地	同 小学部	小林市東方3216番地
同 小林校中学部	同 東方3094番地の2	同 中学部	同 東方3094番地2
同 小林校高等部	同 真方 124番地	同 高等部	同 真方 124番地
[略]		[略]	
同 高千穂校	[略]	同 高千穂校	[略]
[略]		県立小林こすもす支援学校	
		同 小学部	小林市東方3216番地
		同 中学部	同 東方3094番地2
		同 高等部	同 真方 124番地
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第20号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
作業の区分	支給額	作業の区分	支給額
[略]		[略]	
第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛の場合は、1,150円)	第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、 <u>上皇</u> 、 <u>上皇后</u> 、皇太子、皇太子妃、 <u>皇嗣</u> 、 <u>皇嗣妃</u> 若しくは悠仁親王の警衛の場合は、1,150円)
[略]		[略]	

附則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年5月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
手数料	区分	単位	金額	備考	手数料	区分	単位	金額	備考
[略]					[略]				
56 運転 免許試験 手数料	[略] 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	[略]			56 運転 免許試験 手数料	[略] 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)	[略]		<u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、800円とする。</u>
[略]					[略]				
	普通自動車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項)	[略]				普通自動車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項)	[略]		道路交通法施行令第33

<p>第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>			<p>第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>		<p>条の6の2 第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 800円とする。</p>
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		
<p>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>[略]</p>		<p>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>[略]</p>	<p>道路交通法 施行令第33 条の6の2 第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 800円とする。</p>
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		
<p>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>[略]</p>		<p>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験(道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>[略]</p>	<p>道路交通法 施行令第33 条の6の2 第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、 800円とする。</p>
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		
<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>[略]</p>		<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験(道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に限る。)</p>	<p>[略]</p>	<p>道路交通法 施行令第33 条の6の2 第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を</p>

							受けることができなかつた者に対する試験にあっては、800円とする。
	[略]				[略]		
	[略]				[略]		
58 運転免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	[略]	道交法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額とする。	58 運転免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	[略]	道交法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあっては、1,700円)に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額とする。

	[略]				[略]				
59 運転 免許証 再交付 手数料	第一種運転免許又は第二種 運転免許に係る免許証	1件に つき	3,500円		59 運転 免許証 再交付 手数料	第一種運転免許又は第二種 運転免許に係る免許証	1件に つき	2,250円	
	[略]				[略]				
	[略]				[略]				
68 講習 手数料	道交法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習(道交 法第92条の2第1項の表の 備考1の4に規定する違反 運転者等に対する講習に限 る。)	[略]		当該講習が 道路交通法 施行令(昭 和35年政令 第270号) 第43条第1 項の規定に 基づく国家 公安委員会 規則で定め る同令第33 条の7第2 項の基準に 該当しない 者に対する 講習にあっ ては、800 円とする。	68 講習 手数料	道交法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習(道交 法第92条の2第1項の表の 備考1の4に規定する違反 運転者等に対する講習に限 る。)	[略]		当該講習が 道路交通法 施行令第43 条第1項の 規定に基づ く国家公安 委員会規則 で定める同 令第33条の 7第2項の 基準に該当 しない者に 対する講習 にあっては 、800円と する。
	[略]				[略]				
	[略]				[略]				

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

--	--